

# 「繁殖屋」撲滅へ向けて ——ペット繁殖業者と飼い主の倫理

鶴田尚美

「生まれた時から猫と暮らしてきたし、猫の方も気が向くと遊んでくれたので、ずいぶん大きくなるまで、自分も猫だと思っていた。  
自分と猫が違う生物だものと知った時のショック…！」

内田善美『草迷宮』1985年、集英社、1頁。

## はじめに

2021年、長野県で約1,000匹の犬を飼育していた繁殖業者が「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛管法」と略す）」違反の容疑で逮捕され起訴された。この業者は身動きさえままならず、肉球が食い込む小さな金網のケージに犬を閉じ込め、給餌や糞尿の清掃さえも怠り、不潔で劣悪な飼育状態に犬を監禁し続けていた。それだけでなく、獣医師免許をもたない社長が無麻酔で雌犬5頭の腹部を切開し子犬を取り出していたことも明らかになり、この社長は殺傷罪で追起訴された<sup>1</sup>。

この事件にとどまらず、悪質な繁殖業者告発のニュースは日々新たに報じられている。それらのニュースに辟易していたあるとき、Twitterのタイムラインに表示されたツイートに目がとまった。それは「優れた動物の血統を繋げていくのが「ブリーダー」であり、「繁殖屋」はそうではない」といった内容だった。では、そういった意味でのブリーダーは実在するのだろうか、また本来の意味でのブリーダーに求められるものは何か。さらに、動物の飼い主に求められるものは何だろうか。

本稿では、「繁殖屋」すなわち子犬や子猫の供給源となる「パピーミル (puppy mill)」（子犬工場）や「キトンミル(kitten mill)」（子猫工場）に関する倫理的問題を取り上げる。

---

<sup>1</sup> この件は2023年3月の時点で公判中であり、公益財団法人動物環境・福祉法人Evaの理事長を務める杉本彩が裁判傍聴記録を公開している (<https://www.eva.or.jp/action>)。サイト内の「レポート」では、この事件だけではなく、他の繁殖業者による動物虐待事件の傍聴記録も記載されている。本件において、妊娠した犬に対する傷害は「帝王切開」と表記されているが、獣医師免許を持たない者による侵襲的行為は帝王切開の条件を満たしていないため、本稿では単に「切開」とする。

パピーミルやキトンミルは以前から欧米で非難されているが、日本人にその問題意識は薄い。まず、動物倫理の中でペットすなわち愛玩動物<sup>2</sup>に特化された倫理的問題を概観する。次に自分でキトンミルを目にした経験を報告する。そして、2019年に改正された動愛管法の主要な点を説明し、最後に、そもそも純血種のペットを飼うとはどういうことなのかを考えたい。なお、わたしは猫としか暮らしていないため主にキトンミルを論点とするが、犬や猫だけでなくペットとみなされる動物の繁殖一般について同じことが言えるはずである。

## 第1節 純血種のペットの繁殖に関する倫理的問題

まず、ペットに関して論じられる主な倫理的問題を挙げておきたい。犬や猫は数千年前から飼育されていたが、「純血種の繁殖 (pure breeds)」は約200年前に確立され、その当時は限られた人々だけが飼育していた (Sandøe, Corr, Palmer and Bonnett, 2016, p. 104)。それがやがて一般へと広まっていく。

現代の倫理的議論の論点として最も多いものは、遺伝子疾患や選択的繁殖によって動物自身の QOL (生の質) が低下する、あるいは動物に危害を与えるというものである。純血種の繁殖のため犬には300以上の先天的疾患がある (Rossi, 2017, p. 113)。猫でも、シャムは癌になりやすく、ペルシャとエキゾチックショートヘアは多発性嚢胞腎になりやすいなど、種に特有の遺伝子疾患がある (Sandøe, Corr, Palmer and Bonnett, 2016, p. 108)。また、選択的繁殖によって人為的に形質を変化させたために生じた疾患もある。最も多く言及されるのは、フレンチブルドッグ、パグ、エキゾチックショートヘア、ペルシャなど短頭種 (brachycephalic) の犬猫 (図1) に生じる呼吸器や眼の疾患である (Sandøe, Corr, Palmer and Bonnett, 2016, pp. 107-8; Rossi, 2017, p. 113; Piltman et al., 2019)。

---

<sup>2</sup> 現在では「伴侶動物 (コンパニオンアニマル)」とも呼ばれる。



図1 左が伝統的な (“doll-face”) 顔、右が選択的繁殖によって作り出された現代風の (“peke-face”) 顔のペルシャ猫である (Piltman et al., 2019)<sup>3</sup>。

そして、スコティッシュフォールドの折れ耳が軟骨異常であり猫自身に激痛を与えているという批判 (ニューズウィーク日本版編集部、2017) も頻繁に目にするようになってきた。動物たちの誕生後も、コーギー犬の断尾、猫の抜爪などが虐待として問題視される。デュトワとベネターによれば、アメリカでおよそ 25%の猫が抜爪されている (Du Toit and Benatar, 2017, p. 159)。そして、パピーミルやキトンミルもまた動物福祉の観点から問題となっている (Fumarola, 1999; Burger, 2014; Sandøe, Corr and Palmer, 2016a; Du Toit and Benatar, 2017; Rulli, 2017)。

パピーミルやキトンミルは、その名の通り、経済的利益を生むための単なる手段としてしか犬猫を見ず、最小限のコストで最大数の子犬や子猫を「製造」する大規模な商業的繁殖施設 (commercial breeding establishment) である (Sandøe, Corr and Palmer, 2016a, p. 91)。ウェブで検索してみると、キトンミルという語は、海外の動物保護団体のウェブサイトでも多く用いられ、病気の猫を販売していた繁殖業者に罰金が課されたという記事もある (Lacoste, 2013; CAPS, 2016; Schweig, 2016)。また、単語としては学術的文献にも現れるものの、キトンミルに特化した論文は現時点で発見できていない。そもそも、キトンミルという語が現れたのは 2010 年代になってからである。したがって、問題として認知されるようになったのはこの数年のことであると思われる。そこでキトンミルはいっ

<sup>3</sup> このような時代による「理想的な」容姿の変化は、キャットクラブが設けた基準やキャットショーの審査員の判断によって生じる (犬も同様であり、Sandøe, Corr, Palmer and Bonnett, pp. 105-7 ではジャーマンシェパードの評価基準の変化を例示している)。

たん傍に置き、パピーミル成立の歴史を説明しよう。

犬の飼育と選択的繁殖による品種の確立には長い歴史がある。それは犬が牧羊犬、狩猟犬、警察犬、軍用犬、盲導犬など多様な役割を果たし、人間の役にたってきたからである。フマローラによれば、当初は「趣味のブリーダー (hobby breeders)」と呼ばれる繁殖家があり、その中からドッグショーで審査員の目を惹くような犬を作り出すことを目的とする人々が現れた (Fumarola, 1999, p. 259)。やがて 1950 年代以降、アメリカの農家は伝統的な農産物よりも大きな利益を生み出す「作物」として犬の飼育を始める。こうして商業的な大量飼育が広まりパピーミルが誕生した。近年、アメリカ動物虐待防止協会は、全米で 10,000 のパピーミルがあると推測している (Rulli, 2017, p. 179)。

犬に比較して猫は特に人間の役にたつわけではなく、もっぱら美的な観点から純血種が定まった<sup>4</sup>。近年の日本では、犬の飼育数は減少しつつあるが、猫の飼育数は増加傾向にある<sup>5</sup>。それに伴い、より多くの子猫を供給するためにキトンミルもまた作られ始めた。純血種の繁殖が需要の増加にともなって拡大していく過程は、同年代に欧米で広まった工場畜産 (factory farming) を考えれば納得がいく。そして工場畜産と共通する批判がペットの繁殖業へもまた及ぶようになってきたのである<sup>6</sup>。

## 第2節 「繁殖屋」までの経緯

### 第1項 なぜ純血種の繁殖に関心をもったのか

ともあれ、まずは自分で「繁殖屋」の実態を目撃するに至ったプロセスを述べておきた

---

<sup>4</sup> 品種の認定や特定の品種の評価基準の設定、遺伝的登録を行い、血統書を発行するのはキャットクラブである。世界最大のキャットクラブは 1979 年に設立されたアメリカのインターナショナルキャットクラブ (The International Cat Association) である。このことから、純血種の猫の品種登録は 20 世紀後半に始まったことがわかる。

<sup>5</sup> 日本ペットフード協会が調査結果を公表している。「2021 年 (令和 3 年) 全国犬猫飼育実態調査 結果」(2021 年 12 月 22 日) <https://petfood.or.jp/topics/img/211223.pdf>

<sup>6</sup> デュトワとベネターは、反出生主義、ペットの人間への依存性、危害防止の 3 点からペットを生み出すことに対して批判的な検討を行っている。そして「「パピーミル」は、特にとてつもない道徳的不正である」と主張する (Du Toit and Benatar, 2017, p. 158)。ベネターの反出生主義は、人間に適用するには極論であるが、苦しんで短い生涯を終える膨大な数の野良犬や野良猫、あるいは虐待を受けるペット、そして悲惨な生を送る工場畜産の家畜などの問題を非難するには、大いに有効であるとわたしは考えている

い。わたしは20年近く野良猫の保護と譲渡に携ってきた。だが、その状況に変異が生じた。きっかけは飼い猫たちが寿命を迎え、死に始めたことである。3年に渡り、10歳を超えた猫たちが1年に1匹ずつ死んでいった。このまま最後の猫が死ぬまで看取りを続け、それで猫との関係を終わりにしようと思っていた。

ぼんやりとそういったことを考えていたとき、猫の里親募集サイトをふと目にした。そしてそこで、飼いたいと思いながら断念してきた品種の猫が譲渡に出されているのを見てしまい、新たな欲が生まれた。自分自身の年齢を考えると、新しく猫を迎えることができるのは、おそらくこれが人生で最後である。逡巡したが、他の価値あるものを投げ打つても猫たちと共に生きたいという自分自身の強い欲求から、猫たちとの人生を選んだ。

## 第2項 4匹の猫たちの飼育状況

結局、2020年12月から2022年6月までに4匹の純血種の猫を迎えた。それぞれの経緯を個別に記す。繁殖業者と猫の品種はすべて記号化する。猫はABCと3つの品種で、品種Cは2匹いるためC1、C2と表記する。品種の選択基準はむろん自分の好みであるが、それに加えて「選択的繁殖によって作られた種ではないこと」「原産国で人と共に暮らした長い歴史があること」「人為的な身体特徴の改変を行なっていないこと」(突然変異を選択的繁殖で定着させた品種Bはこれらの基準を満たしていないが、健康上の害がある形質はない)を基準とし、C1とC2の場合は「両親が遺伝子検査をクリアしていること」を必須とした。

(1)猫A これが最初に里親募集サイトで発見した猫である。募集の理由は飼い主の「ブリーダー廃業のため」であり、その時点で保護団体が間に入り、猫は預かりボランティアのもとにいた。したがって繁殖業者と直接やりとりしたわけではない。

この時に、2022年6月1日より動愛管法が改正施行され、特に繁殖業者に対する規制が強化されることを知る。Aを飼育していた業者は、その規制の煩わしさと自分自身の年齢から廃業を決め、前もってすべての猫を保護団体に引き渡した、比較的良心的な業者である。Aは理想通りの美しさとよい性格を兼ね備えており、「〔繁殖業者に〕可愛がられていたようです」とのことであったが、反面「トイレは新聞紙だった」「ウェットフードは

一度も食べたことがないのではないか」と聞き、繁殖に使われる猫の粗末な扱いに驚かされた。そして「繁殖屋」という言葉を知ったのはこの時である。

(2) 猫 B 2021年1月、京都に住んで初めて飼った17歳半の猫が死んだ。この死による精神的ダメージが大きく、再びあてもなく里親募集サイトを眺めるようになった。そこで目にとまったのがBである。募集時点で10歳であり、子猫しか欲しがられない日本で応募する人はいないだろうと考えたからである。この時点で先住猫2匹が10歳を超えており、Bを引き取ると慢性腎不全の猫を3匹抱えることになる。慢性腎不全の猫の看取りのつらさは過去に3回経験しているため熟慮したが、それを引き受けてでもBに穏やかな生活を送ってほしいと決意を固め応募した。

飼育環境は田園地帯の静かな場所であったが、自宅に大きなドッグランがあり犬の鳴き声が絶えなかった。繁殖業者X氏に話を聞くと、父親が犬猫合わせて複数の品種120匹を飼育していたが体調を崩したため継いだと言う。だが、「わたしは〔繁殖業を〕やりたくないです」と断言し、譲渡や販売を続けて100匹にまで減らしたということだった。

Bは当初繁殖用に飼われていたがうまくいかず、猫カフェへ遣られたが先住猫と折り合いが悪いので戻された、どこにも居場所のない猫だった。X氏自宅の玄関内で小さなケージ越しに様子を見ながら、これまでに応募してきた人がいたかと問うと、1人来たが見ただけで帰ったとの返事だった。共に暮らし始めてわかったことだが、Bは非常に臆病な猫で、人との接触も他の猫との接触も怖がり、明らかに繁殖にも猫カフェにも適性がない。また、性格との関連性は不明だが、消化機能に問題があり募集記事の「健康状態は良好」という記述は事実ではないことも分かった。これらから、おそらく飼育数が多すぎて個体の性格の把握や健康管理が十分にできていないのだろうと思われた。

(3) 猫 C1 やがて冒頭に挙げた悪質な繁殖業者のニュースを目にし、わたしは「繁殖屋ではない、ブリーダーと呼べるような優良な繁殖業者はいないのか」という新たな問いを抱き始めた。そこで、Aと同じく自分が好きな品種Cに絞って、子猫を購入することを決めた。購入の意思を示さずただ見学だけすることはできないし、ましてや「研究のため」と伝えて見学に応じてくれる業者はいないだろう。ならば買い

手として現場を見ればよい、という単純な理屈である。そこでブリーダー紹介サイトを利用し、複数の業者を比較していく中で、親猫の遺伝子検査結果をアピールするY氏が目にとまった。

予約した日時に見学へ行くと、Y氏は自営業のかたわら副業としてキャッテリーを営んでいると推測された。室内は清潔で、少数の猫がそれぞれ別の飼育室で飼われていた。C1がサークルの中で遊ぶ様子を眺めていたとき、Y氏は「母猫は育児のため神経質になっているので」と説明しながら父猫を連れてきた。猫たちの飼育環境は極めて真つ当であるように思えたが、ただ一点、父猫がうっすらと抜け毛に纏われていることが気になった。おそらくケージフリーにはしていないのだろう。Y氏は繁殖業者になってそれほどキャリアがあるわけではなく、繁殖業を始めるにあたって親となる猫を購入するため他の業者をいくつか見学に行き、ひどい飼育状態を目にしたと語った。「繁殖屋は、猫をお金儲けの道具としか思っていないんですよ」と言うと、Y氏は大きく頷いた。後日改めてC1を迎えにいくまでに、Y氏はC1誕生後以降の画像を何枚も送ってくださり、当日は母子手帳と、動愛管法の重要事項、両親の遺伝子検査証明書、推奨フード情報などを綴じたファイル、ドライフード、トイレ慣れをするように尿の匂いがついたトイレ砂を渡してくださった。

これで済めばどれだけよかつただろう。しかし、C2の購入時によりやく現実を見ることとなった（だが、冒頭で触れたように、もっと悲惨な状態で飼育されている犬猫は数多くいるのだろう）。長文になるので節を分ける。

#### (4) 猫 C2

(i) C1を迎え、品種Cのよさを満喫しながら<sup>7</sup>もブリーダーサイトを閲覧し、繁殖業者の飼育状態を推測するのがその時の日課になっていた。あるとき、ふと思い立って検索範囲を関西から全国に切り替え、キャットクラブに登録されたのが比較的新しい品種であるCの繁殖は日本でどれだけ行われているのかと調べてみた。

すると、違和感のある繁殖業者が目にとまった。その業者は、購入者の評価が高いこと

---

<sup>7</sup> C1は自宅に来てからわずか数日でひかりファイバーのケーブルと携帯電話の充電ケーブルを齧って断線させた。その旺盛な行動力に、わたしは極めて満足した。

をアピールしていたのだが、何かがおかしかった。Y氏のC1販売条件は「去勢手術の証明書と引き換えに血統書郵送」だったが、この業者は「不自然な去勢や避妊は求めない」と時代の流れと逆行したことを謳う。そこで、まずは問い合わせのメッセージを送信した。

通常はサイト内のフォームでやり取りするのだが、直接に電話がかかってきた。そして、女性ブリーダー名で登録しているにもかかわらず声の大きい中年男性（Z氏）から高圧的な言葉を浴びせられる。彼はまず一気に捲きたてた。「よく分かっていないようだから教えてやるが、うちの猫は普通の猫じゃない。みんな『○田○子ブリーダーの猫』として買いに来るような猫だ。よそでCとして売られている猫は他の品種との雑種で偽物だ。うちが日本で最初にCの繁殖を始めたんだ。」——ここで、この業者を「引き当てた」自分の勘に感心した。そこで「Cはもう飼っています。血統書もあります。」と答えると、「血統書なんか紙切れ一枚だ、いくらでも偽造できる。その猫は誰から買った？」と詰問する。Y氏だと答えると「Yか、あいつはうちから猫を何匹か買っていった。Yの猫を買って満足しているのなら、なぜまたYから買わない？」と問う。「今、Yさんはわたしが希望する毛色の猫を出してないからです。」と答えると、Z氏はいきなり猫撫で声になった。「お客さん、言っていることにブレがない。看護婦さん？」そこでわたしは動物について研究していることを告げた。Z氏は「全部見せてやる。隠すことなんか何もないからな。」と言う。そこでサイトで販売されている中から1匹を選んで予約金を即座に振り込み、見学日時を調整した。

(ii) 指定された日時にマンションへ向かうと、外で待っていたZ氏からは異様な臭気がした。動物の糞尿と餌と消毒薬の混じった臭いである。それは彼の身体に染みついていた。室内に入るとプレミアムフードの大きな袋が目に入り、その空間にはZ氏と同じ臭いが充満していた。彼は次のように語った。

自分は猫に何の興味もない。客が来ない日はこのマンションにも来ない（猫の世話は妻が行っており、彼女が「○田○子ブリーダー」である）。品種Cは猫アレルギーの原因にならないというメリットがあると知り、それがビジネスチャンスだと思った。数年前に原産国から1,000万円近くかけて猫を買い、今は40匹飼育している。このマンションだけではなく、自宅も1フロアを改装して、そこでも猫を飼っている。

そして自分の猫がどれだけ優れているか、延々と自慢を続ける。しかし臭気が耐え難いので、子猫を見たいと切り出すと、毛色の異なる2匹の猫が運ばれてきた<sup>8</sup>。

(iii) この時また不審感があった。オンラインのリストでは、予約金を払った猫と同じ毛色の猫が2匹いた。この時点では「動愛管法の規制には従っているが、猫のQOL向上のためにそれ以上のことをする気はZ氏にはまったくない」と考えていたので、目の前にいる猫が予約金を払った猫だという保証がないことはわかっていた。しかし1匹しかいないのでは比較ができず選択の余地もない。予約金の返金を求めれば揉め事になるだろう。何よりも、この異常な場所には二度と来たくないし一刻も早く立ち去りたいという嫌悪感から、「この猫を買います。」と申し出た（予感があったので残金を現金で準備していた）。するとZ氏は妙に急いで電子契約書を作成し、同意を求めた。クリック1つで購入が成立した後にワクチンの証明書を受け取ったが、誕生日がサイトに掲示されていたものと違う。これを指摘するとZ氏からはぐらかされた。また、譲渡が2022年6月1日を過ぎているので、繁殖業者にはマイクロチップの装着が義務づけられている。それを問うと、Z氏は「6月1日以降誕生の猫が対象だから入れていない。だいたい、そんなもの入れてどうするんですか？ GPSとは違うんですよ。」と返答した。

(iv) そして、最後にZ氏の妻から親猫の飼育室を案内された。猫たちは、部屋の左右に分かれ、1匹ずつ隔離されたステンレス製の横長のケージで飼育されている。ケージにはアクリルの扉がついており、空気穴がわずかに空いている。それが4、5段に分かれている。それはまるで蚕棚のようであり、数年前に訪れたビルケナウ収容所のバラックを思い出させた。猫は左右に動き回ることにはできるが高さはなく、背を伸ばしたり爪を研いだりすることはできない。室内では換気扇を回し続けているが強い臭気が立ち込めている。これが猫たちの置かれた状況のすべてであり、海外の記事で目にするキトンミルの猫たちよりはよい状況であるとは言える。C1と同じプレミアムフードがここにいる親猫たちにも与えられており、トイレはシステムトイレを使用している。これだけを聞けば倫理的な問題はないように思えるが、実態は合理的に設計された牢獄であった。Z氏のマンションに

---

<sup>8</sup> Y氏など良心的な繁殖業者は、サイトで指定した猫の見学しか許可していない。

は同じ作りの部屋が2部屋あった。

(v) 帰宅後、C2のマイクロチップを動物病院に入れに行き、獣医師に「販売業者から装着は6月1日誕生からだと言われた」と念の為に尋ねると、「6月1日販売」以降が対象であり、Z氏の言明は予想通り虚偽であるとわかった。また、ブリーダーサイトを見直すと、わたしが予約金を払った猫はC2ではないことも特定できた。そこで挑発のためZ氏にこの2点を指摘するメッセージを送った。するとすぐさま電話がかかってくる、「マイクロチップは6月1日誕生以降の猫が対象だから法律違反はしてない」と言い張る。そして取り違えについて詰問すると、最初は否定していたが「その猫は大阪の歯医者さんちに行きました」と答えた。個体特定して予約金を払うことは、常識で考えて、他の猫ではなく「その猫」を飼うという意思表示である（しかも、この話はZ氏と最初に行っている）。つまり、彼は他者に売ってはならないはずの猫を、それと知りつつ売ったのである。

(vi) 数ヶ月がたって臭いが染み付いた血統書が送られてきたのだが、猫の名前が「Tsuruta」なことに啞然とした。猫の名前に自分の苗字をつける飼い主がいるだろうか。そして一旦、血統書に登録した猫の名前は変更不可能である<sup>9</sup>。嫌がらせにも程がある。血統書には繁殖者の名前が書かれているが、あれだけアピールした「○田○子」ではなく、Z氏が過去に猫を売り、彼の傘下にいる繁殖業者の名前だった（ただし、父猫はZ氏所有の猫である）。Z氏は徹頭徹尾「猫を「物」としか見ていない繁殖屋」である。繁殖業者には、次節で説明するケージの更新等に猶予期間が設けられていたが、現在Z氏がその規定に従っているのか否か、定かではない。

### 第3節 2019年に改正された動愛管法の概要

動愛管法は2019年に改正され、2020年以降3段階を経て施行され、2022年6月1日より完全に施行された。今回は繁殖業者への規制が強化された<sup>10</sup>。そのうち、キトンミル

---

<sup>9</sup> キャットクラブに問い合わせたところ、「コールネーム」を別に登録できるとのことであった。しかし、Y氏が血統書登録にあたって猫の名前を問い、スペルまで確認したのは雲泥の違いである。ただし、2匹の血統書を突き合わせて分かったのだが、Z氏の言葉通り、Y氏はZ氏から猫を数匹買っており、C1とC2にはおそらく血縁関係がある。

<sup>10</sup> 環境省のサイトがわかりやすい。「動物の愛護管理法」[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/index.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html)

の問題と関連する箇所を概観しておこう。資料としては、環境省が作成した「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を参照した。

## 第1項 ケージのサイズ

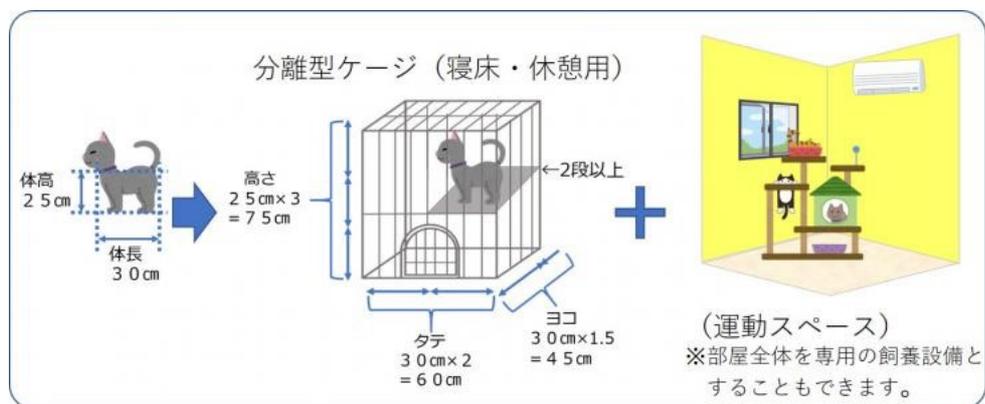
飼養施設については、猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いするといった日常的な動作が容易に行えるサイズを基準とする。

(1) 運動スペース分離型の場合、「寝床や休息場所となるケージ」の大きさは、縦が体長の2倍以上、横が体長の1.5倍以上、高さは体高の3倍以上、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。運動スペースとしては、(2)の一体型飼養ケージと同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理することが定められている。

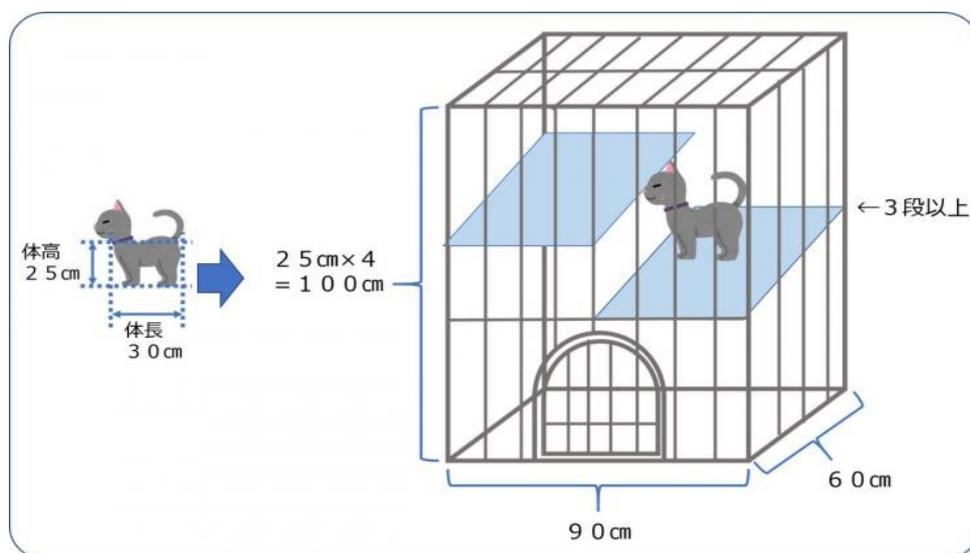
(2) 運動スペース一体型飼養（平飼いで、寝床と運動スペースを含む）の場合は、床面積は分離型ケージの面積の2倍以上、高さは体高の4倍以上、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。複数飼育する場合、床面積は、同時に飼育する猫のうち最も体長が長い猫の2倍以上、体高が最も高い猫の高さの4倍以上を確保することが定められた。また、ケージの素材に金網を使うことは、肉球を傷めるため禁止された。

体長30cm、体高25cmの猫を飼養又は保管する場合

分離型



## 一体型



埼玉県「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（令和3年6月1日施行）」（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu-touroku/r3doubutukaisei.html>）

## 第2項 飼養に従事する従業者数

この運用指針では、繁殖を引退した猫も飼育業者が飼育し続けることを想定している。従業者としては常勤、非常勤の区別があるが、猫については従業者1名あたり30頭を上限とする（そのうち繁殖猫は25頭）。

## 第3項 飼養環境の管理

環境管理としては、環境エンリッチメントの観点から、個体に応じた適切な管理が求められる。具体的には、湿度計と温度計を設置して湿度と気温の管理をすること、エアコンや換気扇など空調設備を設け、暑さや寒さによる異常な症状を防止すること、清潔さや臭気、感染症予防のために換気をすること、自然光や照明設備がない場所での飼養を禁止し、さらに照明の場合は自然の日調変化に合わせ、夜間の睡眠時間を適切に確保することである。

る（自然の周期に合わせることには、人為的な発情回数の増加を禁止する目的も含まれている）。また1年に1度定期検診を受けさせ、その個体が繁殖に適しているかどうかの診断を受け、診断書を5年保存すること、ワクチン接種、かかりつけ獣医の確保も定められている。

#### 第4項 その他の適正飼養の要件

さらに、交配の回数制限と年齢制限が設けられた。猫の場合、雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であると証明できる場合は7歳以下である。また、飼養の際、以下の4つの状態にしないことが定められた。(1) 被毛に糞尿が固着した状態、(2) 体毛が毛玉で覆われた状態、(3) 爪が異常に伸びている状態、(4) 健康及び安全が損なわれる状態。さらに、清潔な水を常に給水すること、分離型飼養の場合1日3時間以上、自由に運動できる時間を設けること、散歩、遊具などで犬または猫との触れ合いを行うことが定められた。

そして、生後56日を経過していない犬猫の販売または引き渡しは禁止され、繁殖業者と販売業者には、犬猫へのマイクロチップの装着が義務化された。動物愛護管理センターは、飼養および管理をする者を対象とした、指導、助言、勧告、命令、報告の徴収および立入検査の業務に携わる。

#### 第5項 改正動愛管法の評価

今回の改正で、肯定的に評価できる点を先に述べよう。最初に目にとまるのがケージのサイズである。本来ならばケージフリーの小規模飼育が望ましい。猫が持つ自然な欲求として、自由に爪とぎをしたり、走ったり、自分の好きな場所で寝たりすることのできるスペースが必要である。しかし、純血種の繁殖にあたっては、両親が特定できなければ血統書に記載できないため、繁殖期にはケージを使い分離することが必要になる。したがって（一時的にでも）ケージを用いる業者が一般的であろう。一体型であれ分離型であれ、Z氏宅で見た蚕棚のような横長のケージとはまったく違う点が1つある。それは高さである。猫には身繕いをしたり体を伸ばしたりするのに十分な横のスペースも大事だが、犬と異なるのは、広さよりも高さを求める点である。それは猫の生態を知る人々ならば周知のこと

であり、だからこそ完全室内飼いが推奨され、キャットタワーやキャットツリーが市販されている。今回の改正で規定されたケージのサイズは一般家庭でも使用されているサイズとほぼ同じであり、上り下りを好む猫にとって必要なステップを複数備えている。この基準に従うだけで、猫たちの QOL は大幅に向上する。しかし、より広いスペースが求められているため、多くの繁殖業者にとって飼育できる猫の数が実質的に減少し、経済的利益もまた減少することになる。

次に否定的な点であるが、従業員 1 名あたり 30 匹という数字は明らかに多すぎる。この基準では、たとえば夫婦 2 人を従業員として登録すれば 60 匹の猫を飼うことができる。しかし、それで適正な飼養が可能だろうか。基準として定められたサイズのケージを毎日掃除し、1 日最低 2 回は給餌給水し、糞尿の処理をし、さらにブラッシングや爪切りなどの手入れ、健康状態のチェック、遊ばせるといった 1 日の作業量を考えると、1 人で 30 匹もの猫に目が行き渡るはずがない。手入れに要する時間は品種によって異なるが、1 人の従業員に対して 10 匹から多くても 15 匹ではないかと、現在 1 人で 6 匹の猫を飼っている身としては考える。また、犬猫を同時に飼養する場合も想定されているが、それは乱繁殖や不適切な飼養につながりやすい。繁殖業者は、扱う動物を猫か犬かどちらかに限定し、さらに特定の品種専門とすべきである。これは他の動物でも同じことが言える。

次に、マイクロチップ装着は、わたしは以前から行なっており、この点は肯定的に評価する。2011 年の東日本大震災では約 2 万人の死者、行方不明者を出しただけでなく、大勢のペットもまた死亡し行方不明になった。マイクロチップについての知識はそれ以前からあったが、チップを読み取るリーダーを準備している動物病院が日本にはあまりないと知り、諦めていた。だが、震災以降その存在の重要性が認識されるようになってきた。そこで、この年以降飼育し始めた猫には全員マイクロチップを入れている（ただし京都市獣医師会の補助事業のため数に限りがあり、配分の平等を考えて譲渡時点で 10 歳かつ初期腎不全の猫 B には入れていない）。マイクロチップには「痛みや不快感を与えるのではないか」「脱落するのではないか」あるいは「深く挿入すぎて神経を傷つけるのではないか」といった懸念がみられるが、最初にチップを入れた猫は 10 年経っても何も変化はないし、触ってもチップの入っている場所はわからない。また、これまでチップを入れたすべての猫は、子猫であろうとも装着の際に悲鳴ひとつあげなかった。

そして、繁殖回数の制限はキトンミルやパピーミルを防止するために必要である。悪質な業者は、発情期が来るたびに妊娠させ 1 匹の雌に最大限に子供を産ませよう強いている。繁殖に年齢制限と回数制限が設けられることにより、こういった繁殖は避けられるだろう。しかし、問題点もまたある。繁殖リタイアの犬猫はどうなるのか。今回の改正では、繁殖リアイア猫も繁殖業者が飼養すると想定されているが、繁殖業をビジネスとしてしか見ていない業者にとっては、そのような猫は無駄に経費がかかるだけで何の利益も生み出さない不要な存在である（猫 A、B の例を参照されたい）。

先にも述べたが、今回の改正を前に、多くの業者が基準に合致した飼育形態にするため、多数の犬や猫を動物保護団体やボランティアに譲渡している。そして今後もリアイア猫を保護団体等に引き渡すことになれば、繁殖業を保護団体が肯定していることになってしまう。しかし、実際はもちろんそうではない。保護団体も、遺棄や安楽死や殺処分を回避するために引き取らざるを得ないのである<sup>11</sup>。ペットビジネスが拡大する中で、繁殖業者が業務を拡大すれば、それだけ多くのリタイア猫が保護団体に流れることになる。そういった現実を考えると、健全な繁殖業のためには、より強い規制が必要である。

#### 第4節 どういった条件を満たせば「繁殖屋」ではなく「ブリーダー」と呼べるか

わたしが考える「ブリーダー」の条件は、先述したが、まず扱う品種をひとつに限定し、さらに血統書つきの純血種のみを繁殖させることである。そうすれば単に繁殖させ販売するだけでなく、繁殖者自身がプロフェッショナルとして自分の飼養する品種の歴史、長所と短所、理想的な個体の判断基準、血統などを十分に知ることができる。品種の選定にあたっては、もちろん自身の好む種を選べばよいのだが、動物自身に苦しみを与えるような形質のある種を選ぶべきではなく、さらに、その品種に固有の遺伝子疾患の知識をもち、親猫を選ぶ際に遺伝子検査を行うべきである。実際に、1 品種のみの専門化、キャッテリーの規模の小ささ、ケージフリー、遺伝子検査の実施をアピールする繁殖業者も現れ始め

---

<sup>11</sup> ペットショップで売れ残った個体や繁殖リタイアの個体を買取り、死ぬまで小さなケージに監禁する「引き取り屋」がいるという噂がある。この噂の真偽は不明であるが、環境省の『平成 30 年度 動物の虐待事例等調査報告書』（2018）に「引き取り業」の事例がある（p. 14）。  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3103b.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b.html)

ている。

次に、繁殖業を生業とせず、Y氏のように小規模飼育で、かつ副業にとどめるべきだと強く主張したい。サンドウらは、熟慮して1度か2度繁殖させる人を「臨時のブリーダー (casual breeders)、自宅で少数にとどめた犬や猫を副業や趣味として繁殖させる人を「小規模のブリーダー (small scale breeders)」または「庭のブリーダー (backyard breeders)」と規定しているが、わたしもこの程度を想定している (Sandøe, Corr and Palmer, 2016a, pp. 90-91)。そもそも、繁殖業だけで生計を立てようとするから、より多くの頭数が必要となり、1匹の雌猫により多くの子猫を産ませなくてはならなくなる。結果としてキトンミルが生まれ、親猫たちの飼育環境は悪化していく。さらに、生まれてくる子猫たちは幼いうちに親と引き離されてペットショップへ売られ、生体販売されることにもつながる。また、供給量が増えれば販売価格が下落し、飼養コスト削減によって親猫たちのQOLが低下するという悪循環が発生する原因ともなる。この負の連鎖を断つには、繁殖業者がキャタリーの飼育状況を、購入者が納得できるような良好な状態に保つことも重要であるが、それだけでなく購入者もまた、親猫たちの飼育環境を確認する意識をもつべきである。

飼育環境については、動物福祉の観点から言えば、繁殖期以外はケージフリーが望ましい。現在、猫Bの健康上の問題を特定するため一時的にケージで隔離しているが、常同行動が現れることがあり隔離時間を限定している。Z氏宅のケージにいた猫たちにも常同行動は見られた。猫のQOLを考えると健康な成猫を終日ケージに閉じ込めるべきでないのは当然のことである。

自宅で猫たちを観察していると、それぞれ好みの場所やベッドがある。それは猫が自分で選ぶべきものであり、人間が選ぶものであってはならない。また、C1とC2は年齢が近いこともあって非常に仲がよく、2匹で一緒に遊び、日々室内を荒らしまわっている。たとえ繁殖用に飼育されていようとも、猫たちがより自然な環境で生活でき、自由に運動し、相互にコミュニケーションでき、爪研ぎや高い場所に登るなど種に特有の欲求が満たされる環境が整えられるべきである。そして、今回改正された動愛管法の基準はかなり細部まで規制し、動物たちが命ある存在であることを考えるよう要求している。これを遵守すること、かつ猫を利益のための単なる手段として見るのではなく、猫自体を愛し、そして健康でその種特有の優れた性質をもつ猫を生み出し、その血統を引き継ぐ飼育を行うことが、

本来の「ブリーダー」の役割である<sup>12</sup>。そしてまた、行政は動物福祉に配慮した適切飼育がなされているか定期的な査察を行い、悪質な繁殖業者に強く改善を求めるべきである。

## 第5節 純血種の動物を飼うということ

### 第1項 飼育経験のない人に純血種を勧めない理由

次に、猫の飼い主について考えたい。すなわち、需要の問題である。初めて動物を飼う人たちや単に猫好きな人たちは、何らかの形で雑種を譲渡してもらうのが最適であろう。なぜなら、雑種がもっとも色や柄が多様であり、好みに合った容姿の猫が選べるからである。また種に固有の遺伝子疾患がないため、丈夫で長生きしやすい<sup>13</sup>。ただし、遺伝子疾患のある品種との交雑種には予想不可能なリスクがあるので、その点は注意すべきである。

そして、雑種を勧める最大の理由は、里親サイトに数十万単位で犬や猫が登録されていることからわかるように、飼い主のいない犬や猫は溢れ、自治体によっては殺処分が行われ、動物保護団体や個人のボランティアだけでは保護した犬や猫を収容し飼育できないからである。これは日本だけでなく先進国に共通する現象であり、どの国でも「ペットショップではなく、シェルターへ行こう！」と叫ばれている。

ところで、わたしは時々ペットショップを偵察する。店員の販売方法は「まずは抱かせること」であり、若いカップルがターゲットになりやすい。また、特定の個体について店員に質問すると「抱いてみますか？」と勧められる。一度抱いてしまえば愛着が湧いてしまい、断りづらくなるのは当然のことである。

「激安」なことで悪名高いチェーン店<sup>14</sup>には強い臭気がたちこめており、生体展示数が多く、店内の左に犬、右に猫のケージが並んでいた。そして「ミックス犬」が売られていた。ミックス犬（あるいは「ハーフ犬」とは、ある純血種と別の純血種との雑種という意味であり、しばしば「世界に1匹だけ」「遺伝子のよいところ取り」といった売り文句

---

<sup>12</sup> 「どれが優れた猫か」を考えるとキャットショーの問題が浮上してくるのだが、次の機会に考えたい。

<sup>13</sup> 知人の飼い猫は1匹が22歳、もう1匹は20歳まで生きた。どちらも雑種である。

<sup>14</sup> Z氏のキャッテリー名で検索を続けると、このチェーン店に子猫を販売していることも判明した。

と共に販売されている。だが、それぞれに遺伝子疾患や健康上の問題がある別々の品種の犬を交配させた子犬は健康上のリスクが非常に高い。元から虚弱な小型犬や超小型犬の場合は尚更である<sup>15</sup>。しかし、そういったリスクは客には教えられないし、知識のない人は売り文句に騙されてしまう。

別の店舗は、ケージに2匹の子猫を入れ遊ばせるなど、展示環境に配慮が見られ生体販売の個体数も少なく、先の店舗の2倍から3倍の価格で販売している。高額であるためローンを組んで購入することができるが、それが購入のハードルを下げってしまう危険性が懸念される。ローンで犬や猫を買う人が、終生飼育できるだろうか。

純血種であれ雑種であれ、飼育経験のない人が子犬や子猫を欲しがることをわたしが問題視するのは「可愛い子犬や子猫」である期間はほんの数ヶ月、長くても1年ほどしかないということである。猫はぬいぐるみやおもちゃでも、インテリアでもアクセサリーでもない。生き物である。すなわち、彼らは食べて飲み、排泄し、嘔吐し、走り回り、部屋のカーテンレールに駆け上がり、人の手足を引っ掻いたり噛んだりし、書類をびりびりに破り、そして成長し、やがて人よりも早く老化し、緩和ケアや看取りが必要になる存在だということである。さらに、健康状態が不安定で性格もまだ定まっていない子犬や子猫よりも、1歳程度の成体から飼い始めるほうが飼い主にとっても動物自身にとっても安全なはずである<sup>16</sup>。

ブリーダー紹介サイトで購買者のレビューを目にして非常に不快だったのは、猫を飼ったことのない人がいきなり純血種を購入していることであつた。たとえば、取り違えられた猫 C2 の場合の購入者もそうである<sup>17</sup>。Cは大型で身体能力が非常に高く、手のかかる品種である。こういった特徴をもつ猫を、それと十分に知らぬまま「人気がある」「血統書つきだから」という理由だけで猫の飼育経験が皆無な人が飼育するのは無謀に思われる

---

<sup>15</sup> 小型犬が好まれるのは現在の日本の住宅事情もあろうが、あまりにも弱い小型犬や超小型犬を飼うこと自体が問題視されるべきである。実際、動物病院で獣医師が「いいですか、この犬は診察台から落ちただけで骨折するんですよ」と飼い主に言うのを耳にしたことがある。

<sup>16</sup> 現在最年長のわたしの飼い猫は、生後2ヶ月で一旦譲渡したがトライアル期限寸前で返された。昼間に不在の家族が夜になって皆帰宅すると、喜んで激しく遊び回るのが耐えられないからという理由であつた。

<sup>17</sup> このレビューを目にした時の怒りを想像してほしい。それはわたしが先に選んだ猫だ。

し腹立たしくもある。純血種にはそれぞれの特性があり、気性や手入れも異なり、飼い主との相性もある。こういったことを事前に調べ理解し、覚悟を決めた上で猫を選ぶべきだろう<sup>18</sup>。

そしてまた、純血種が広く飼われるべきではないと考える理由は、飼育の動機である。ピルトマンら (Piltman et al., 2019) は短頭種の猫の購入者がその品種を選んだ動機をイギリスで調査しているが、「有名人が飼っているから」という理由が最も多く、次が「流行だから」という理由であった。同じことは日本で純血種を求める人の多くにも当てはまるだろう。これまでも、漫画『動物のお医者さん』がヒットしたことから体力の強い大型犬であり、かつ日本の気候に適していないシベリアンハスキーが大量に飼われたのをはじめとして、テレビコマーシャルで見たチワワが可愛いから、人気のある芸能人が飼っているから、そして現在では Instagram や YouTube で目にした動画や画像が可愛いから、といった実に安易な理由で多くの人々が純血種を選んでいる。そして飽きたり自分の期待どおりでなかったりするとネグレクトし、保護団体に引き取ってもらい、保健所に持ち込み、公園に捨て、あるいは避妊去勢手術を怠って多頭飼育崩壊させる。

こういった結果を防止するために、繁殖業者だけでなく購入者にも、簡単に飼えないように強い規制をかけるべきである。Y氏の「避妊・去勢手術の証明書と引き換えに血統書の郵送」は購入後の自家繁殖を防止する有効な手段である。飼い主に対して、仮にペット税が課されるとしたら、わたしは喜んで支払うつもりである。飼い主を登録制にし、多頭飼育の場合は定期的に査察し、虐待や崩壊につながる兆候がある飼い主への罰則規定を設けてもよいと考えている。そして、仮にこれが実現すれば、これまた査察に喜んで応じるだろう。見られて困ることなど何もない。

わたしが望んでいるのは、ペットビジネスのマーケット自体を大幅に縮小させることである。サンドウらも、現実的な解決方法は需要と供給双方にあり、繁殖業者やケネルクラブ、キャットクラブは健康上の問題を抱える品種の美的基準自体を変える力を行使すべきであり、購入者は自分が欲しいと思う品種が抱える健康上の問題を教えられるべきであると述べ、需要を減少させる必要があると主張する (Sandøe, Corr, Palmer and Bonnett,

---

<sup>18</sup> ちなみに、品種Cで検索すると「なつかない」というキーワード候補が表示され、興味深い。

2016, pp. 112-13)。わたしもまったく同意見である。マスメディアの影響なしに、人は本当にそれほど犬や猫が飼いたいのだろうかとしばしば考えるが、非常に疑わしく思われる。そして、犬や猫が心から好きであるならば、どのような厳しい制約があっても飼うだろう。特に純血種は「物好きな」人のみが飼うべきである。この点は次節で考察する。

## 第6節 なぜ純血種を求めたのか

### 第1項 対価を払って猫を購入するという事

純血種を購入するにあたって、「命あるものを金銭で買ってよいのか」という根本的な批判はあるだろう。わたし自身にもそういった感覚はある。しかし、現時点では動物を飼うために金銭が支払われることそれ自体を以前ほど問題視していない。というのも、金銭は汎用性の高いものだからである。猫Aの譲渡にあたって実費（避妊手術と健康診断の代金、自宅までの高速道路代金）を支払った。最近では、保護団体からの譲渡の場合でも「活動支援費」といった名目で実費以上の金額が要求されることがある。とりわけ、繁殖リタイアやブリーダー廃業を理由とした純血種で若い犬猫の譲渡の場合、多額の費用が求められることがある。結局、自分で保護した動物を飼うのでない限り、なんらかの形で金銭はついてくるものである。

また、本稿を執筆するために安いとはいえ金額を支払った。だからといって、C1とC2だけを偏愛しているわけではない。先住猫の2匹は雑種であるが、どの猫もわたしにとっては等しい伴侶であり、彼らのQOLの向上がわたしに労働への意欲を与える。猫を得るために金銭を払うのは、自然妊娠で子供を産むのと、生殖補助医療を利用して子供を産むことと同じ程度の違いしかないとなしは考えている。安易な購入を防止するために価格をもっと上げるべきかもしれないが、逆の効果が生じるリスクがある。すなわち、高価な犬や猫を飼育していること自体がステータスになり、それを求めて好きでもない犬猫を購入するという、人間の愚かな自己顕示欲の犠牲になる可能性がある。また「ローンを組んで購入する」という馬鹿げた行為にもつながる。したがって、現在よりも販売価格は高額であるべきだとは考えているが、高ければ高いほうがよいとは一概に言えない。

### 第2項 「愛猫家」と呼ばれる人々

上記のような付随的な理由で猫を選ぶのではなく、本来の意味で「愛猫家」と呼ばれるべき人は、「流行っているから」といった理由ではなく、「物好き」な人たちであり「趣味人」なのである。そして、わたしもそれを自負しており、それゆえに日常の手入に手間がかかる品種AとCを意図的に選択した。そして、同じ品種の中でもどの個体がよりよいかを直観的に見抜く力があることも自覚している。また、対象となる品種は限定されており、自分好みではない他の品種には興味がない<sup>19</sup>。趣味人の気質とはそういったものである。そしてまた、純血種の繁殖は愛犬家や愛猫家の趣味として始まったものである。

純血種の繁殖には、選択的交配を行うことから「神を演じる」といった批判もある。しかし、交配させる親猫を人が選んだり、精子と卵子を選んで人工受精させたりしても、期待している容姿や性格の子猫が必ず生まれるという保証はない。これもまた、人間の生殖補助医療とまったく同じである。人間の操作には限界がある。もちろん、重度の遺伝子疾患や動物自身を苦しめる形質をもつ品種を人為的に作るべきではなく、これらの種は廃絶させるべきである<sup>20</sup>。

さて、ディヴィッド・ヒュームは論文「趣味の標準について」（1758年）で次のように述べている。まず、ヒュームによれば趣味の標準 (*Standard of Taste*) とは「人びとのさまざまな感情 (the various sentiments of men) を調和させるための規則、少なくともある感情と一致する決定を是認し、他の感情を非難することになる一つの規則」(ヒューム、1758年、194頁) である。そしてこう述べる。

…美と醜の素早く鋭い認識はわれわれの精神的な趣味の完成に違いない。人は、言説における卓越や欠点に気づかないで見過ごしたのではないかと疑っている限り、けっして満足することはできない。この場合、この人の完成と、感覚や感じ方の完成とが結びついていることが分かる。きわめて繊細な味覚は、多くの場合、その人自身と彼の友人のいずれにとっても、非常に不便であろう。しかし、

---

<sup>19</sup> 作家の向田邦子はタイ原産の猫、コラットに惚れ込み、つがいタイから購入した。わたしはその熱狂的な愛情に共感はしても、コラットという品種それ自体になんの魅力も感じない。

<sup>20</sup> ロッシは、雑種の繁殖と比較して、道徳的に擁護できない健康上の危害を動物に与えるという理由から、純血種のペットの繁殖に反対している (Rossi, 2017)。彼の議論全体を肯定するわけではないが、少なくとも動物に苦痛を与えるような形質がある品種の繁殖については彼に同意する。

機知や美の繊細な趣味はいつも望ましい性質であるに違いない。なぜならば、それは、人間本性が認める最も洗練された、最も清純な楽しみすべての源であるからである。(ヒューム、198～199頁)

わたしが想定する「趣味人」とは、ヒュームが述べるように、美醜を瞬時に認識することができ、明確な好みをもつ人である。しかし、この認識力は短期間で身につくわけではない。ヒュームはこう続ける。

…あらゆる種類のものが最初に人の目や想像力に示されたとき、それに伴う感情は曖昧で混乱している。だから心はどうしても、その価値や欠陥に関して断言することができない。趣味は作品がもついくつかの卓越した点を認識することができない。ましてや一つ一つの卓越さの特定の性質を見分け、その質と程度を確定することはできない。もし趣味が概して全体を美しいとか醜いと呼ぶとすれば、それが期待しうるせいぜいのところである。そしてこの判断さえ、あまり熟練していない人は大いにためらい、控え目に述べがちである。しかし、彼がそれらのものについて経験を積むことが許されれば、彼の感じ方はもっと正確で洗練されたものになる。彼はそれぞれの部分が持つ美と欠陥を認識するだけでなく、各々の性質の独特の種類に注目し、それに適切な賞賛や非難を割り当てる。彼は対象物をくまなく調査することによって、明晰判明な感情を得る。そして彼は、各部分が本来生み出すのに適している賞賛もしくは不快の程度と種類自体を見分ける。以前は対象を覆っているように見えた霧は晴れる。[器官はその働きにおいて、より大きな完成を獲得する。そして、それぞれの作品の美点について、誤りなく発言することができる。<sup>21</sup>] 要するに、実践が作品の制作に与える手際よさと巧みさが、作品を判断するさいにもまた同じ方法によって獲得されるのである。(199頁。下線は鶴田が引いた)

下線部でヒュームが述べているように、熟練した趣味人となるには、何よりも経験が重要なのである。ヒュームが主に議論の対象としているのは芸術作品であるが、生物種にも同じことが言えるとわたしは考えている。それは、生物を物扱いしてよいと考えているからではない。盆栽や薔薇づくりなど園芸にも趣味という点でヒュームの主張は当てはまる

---

<sup>21</sup> この2文は邦訳にはなく、訳し漏れと思われるので初版を参照して訳出した。

のではないかと考えるからである。盆栽は人の手を加えて自然の植物をよい枝ぶりに仕上げられるものである。薔薇づくりもまた人為的に多様な品種の花を生み出してきた。チューリップにも同様の長い歴史がある。それは美の追求という人間の趣味の一部である。

植物だけでなく動物においても、犬や猫だけでなく、鳥類、競走馬、家畜、実験動物など人間の需要に応じて固有の品種が作られてきたが、用途によっては美的観点から品種が確立され、愛されてきた。対象が人間であったとしても、特定の種類の人に対する好みは存在する。有名な話であるが、俳優のレオナルド・ディカプリオは若い女性にしか関心がなく、交際相手の上限年齢は 25 歳である。是非はともあれ、彼は 25 歳を過ぎた女性とは交際しないという明確な趣味をもち続けている。

わたし自身は幼い頃からすでに猫に対する好みは確定していたが、類似した性質をもつ品種のなかで、AとCを好んだことには、経験と知識の積み重ねと熟慮がある。個人的な観点からは、一目で呼吸器系疾患があるとわかる短頭種を選ぶ人は悪趣味な人であり、倫理的にも美的にも非難に値する。そして、趣味人と呼ばれるには、自分が美を感じ取る品種の歴史、特性、気性、寿命や健康上の問題などについて確かで豊富な知識をもち、その上で選択しなければならない。もちろん、猫ABCを選んだ時、わたしはそれらの情報を可能な限り調べあげて決定を下した。そして、その過程で品種Cの原産国の芸術や文化全体に以前から特別な関心を抱き続けていることに気づいた。だからCをあえて2匹も選んだのだ。

そうでなければ純血種を飼う意味はないと個人的には考えている。さらに、選択的交配によって人為的に作り出された種ではなく、AやCのように原種のままで長い歴史がある猫にはそれを尊ぶべき強い理由がある。それは、自然が原産国の風土に合わせて創り出した天然の美であるからだ。

ロザリンド・ハーストハウスは論文「環境徳倫理学」の中で、現代人が育むべき新たな徳として「自然への尊敬 (respect for the nature)」を挙げている。徳倫理学者であるハーストハウスは、子供に自然への尊敬を教えるという状況を想定する (Hursthouse, 2007, pp. 160-61)。小さな昆虫から動物まで、生物や植物が自然界でそれぞれどのような目的 (*telos*) を担っているのかを子どもに教えると、最初はそれらを気持ち悪がっていた子供もやがて「なんてすごいんだ! (How wonderful!)」と言うようになるだろう、とハース

トハウスは述べる。そしてそれは、わたしが猫を飼うときの理由とも重なっている。純血種であれ雑種であれ、わたしは常に彼らの美しさを創り出した自然に感嘆し、それをそのままに尊重したいと願う。

この主張を陳腐だと一笑に付す人がいるかもしれない。しかし、今やそれで済まされるだろうか。人間は哺乳類の一種であり、自然の一部であり、そして自然環境に依存して生きている。人間は自然環境を変えて文明を築いたが、21世紀になってその歪みや限界が認識され始めた。現在の工場畜産においても、家畜の苦痛だけでなく、工場畜産という形態が地球環境に負荷を与えているという批判がなされる。そしてまた、大災害が起きるたび、わたしたちは人間の力の限界を思い知らされてきた。ペットに対しても、人間の興味だけで人為的に形質を変化させて創り出した品種に多くの健康上の問題があることは既述した。結局、人間が自然を完全にコントロールしようとすることは無謀なのである。

## むすびに

本稿では、キトンミルの現状と今後の繁殖業規制の必要性について述べた。まず繁殖業者の動愛管法の遵守については、行政の厳しい査察が必要である。そして、かねてより諸外国と比較され強く非難されるように、ペットショップでの生体販売を全廃すべきである。

しかし、繁殖業者に規制をかけるだけではなく、飼う側にもより多くの知識と強い自覚が求められる。犬や猫についてよく知らないまま、単に「可愛いから」という理由で買い求めようとしてはならない。需要があるから供給するために乱繁殖が行われるのである<sup>22</sup>。特別なこだわりがなく単に猫を飼いたいという人は保護団体やボランティア、あるいは知人の紹介などを経由した譲渡によって猫を飼うべきである。そして特定の品種をどうしても飼いたいという少数者は、事前に調査を重ね、単なる「繁殖屋」ではなく、真の「ブリーダー」と呼べる繁殖業者から猫を購入すべきである。つまり、わたしたちは、純血種という概念が確立した200年前に戻るべきである。

何にもまして重要なことは、命あるものを無計画に飼わないことである。犬であれ猫で

---

<sup>22</sup> バーガーもまた、動物福祉の啓蒙活動を行うことと、買い手の意識を高めることを提案している (Burger, 2014, pp. 281-2)。

あれ、健康であれば10年以上生きるのは今や普通であること、毎月のフードやトイレ用品、毎年のワクチン代などの費用がかかり、動物病院の治療費は、保険に入っていない場合、全額自己負担であること（そして保険に加入すれば保険料が発生すること）を認識すべきである。さらに、若い人であるならば自分自身の結婚や出産、転職の可能性などライフプランをよく考えてから決定を下すべきである。

そしてまた、マスメディアの責任は重い。そもそも「ペットブーム」などと軽々しく煽るべきではない。犬や猫を飼うことを「ブーム」や「流行」にすべきではない。ブームは数年で過ぎ去るが、動物たちはその後も生き続けなければならないのである。そして、SNSにも「可愛い」動物の画像や動画が溢れているが不快極まりない。「もふもふ」だの「癒される」など愚かに吹き拡散するのは、いい加減にしてほしい。動物と暮らすことは人間の子どもをもつことと同じである。安易に流行に流される人々や、自分で飼育の責任を取らないにもかかわらず「癒されたい」人々は、それらの「可愛い」動物がどういう環境で生み出されているのかを知り、そして繁殖屋を撲滅すべき理由を真剣に考えるべきである。

## 参考文献

- Burger, Kailey, A., (2014), "Solving the Problem of Puppy Mills: Why the Animal Welfare Movement's Bark is Stronger than its Bite," *Journal of Law & Policy* Vol. 43, pp. 259-84.
- Companion Animals Protection Society (CAPS), (2016), "CAPS Investigator's Journal: The Obermiller Kitten Mill." <https://www.caps-web.org/caps-investigators-journal-theobermiller-kitten-mill/>
- Du Toit, Jessica and David Benatar (2017), "Reproducing Companion Animals," in Overall, pp. 157-71.
- Fumarola, Adam J., (2014), "With Best Friends Like Us Who Needs Enemies? The Phenomenon of the Puppy Mills, the Failure of Legal Regimes to Manage It, and the Positive Prospects of Animal Rights," *Buffalo Environmental Law Journal* Vol.6, No.2, pp. 253-89.
- Hursthouse, Rosalind, (2007), "Environmental Virtue Ethics," in Rebecca L. Walker & Philip J. Ivanhoe eds., *Environmental Ethics*, Oxford University Press, pp. 155-72.
- Lacoste, Kristine, (2013), "Yes, Kitten Mills Exist: And Here's How We Can Help Stop

- Them.” <https://www.petful.com/animal-welfare/kitten-mills/>
- Overall, Christine ed., (2017), *Pet and People: The Ethics of Our Relationships with Companion Animals*, Oxford University Press.
- Piltman, Liran, Petra Černá, Mark J. Farnworth, Rowena M. A. Packer and Daniëlle A. Gunn-Moore, (2019), “Motivation of Owners to Purchase Pedigree Cats, with Specific Focus on the Acquisition of Brachycephalic Cats,” *Animals*, vol.9 (7), 394. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6680495/>
- Rossi, John, (2017), “Our Whimsy, Their Welfare: On the Ethics of Pedigree-Breeding,” in Overall, pp. 111-26.
- Rulli, Tina, (2017), “For Dog’s Sake, Adopt!” in Overall, pp. 172-86.
- Sandøe, Peter, Sandra Corr and Clare Palmer eds., (2016), *Companion Animal Ethics*, Wiley Blackwell.
- Sandøe, Peter, Sandra Corr and Clare Palmer, (2016a), “Breeding and Acquiring Companion Animals,” in Sandøe, Corr and Palmer, 2016, pp. 89-102.
- Sandøe, Peter, Sandra Corr, Clare Palmer and Brenda Bonnett, (2016), “Selective Breeding,” in Sandøe, Corr and Palmer, 2016, pp. 103-16.
- Schweig, Sarah, (2016), “Kitten Factories Actually Exist And They’re Terrible.” <https://www.thedodo.com/kitten-factory-bust-1966009518.html>
- 環境省 (2021)、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」。<https://www.env.go.jp/press/109612.html>
- 動物の愛護及び管理に関する法律、2022年6月17日施行。<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105>
- ニューズウィーク日本版編集部、(2017)、「垂れ耳猫のスコフォはこの世から消えるのか 実は軟骨異常、動物愛護団体から残酷との声」、東洋経済 ONLINE。<https://toyokeizai.net/articles/-/185638>
- ヒューム、(1758)、「趣味の標準について」田中敏弘 (訳)、『道徳・政治・文学論集』(名古屋大学出版会、2011年)、192～208頁。(David Hume, “Of the Standard of Taste,” in Eugene F. Miller, ed. *Essays, Moral, Political, and Literacy* Revised Ed., Liberty Fund, 1987.<sup>23</sup>)

謝辞：本稿作成にあたって貴重な意見を賜った編者の浅野幸治氏に感謝申し上げたい。

---

<sup>23</sup> ヒュームの多くのテキストは複数の版があり出版年は錯綜している。本稿では邦訳の訳者解説にもとづき 1758 年としたが、訳文は 1757 年の初版 (<https://home.csulb.edu/~jvancamp/361r15.html>) を参照し、一部変更、補足を加えた。